

志免町 妊婦のための支援給付のご案内

妊娠、出産、育児に関する不安や困りごとなど、1人ひとりの妊婦と子育て世帯に寄り添い相談に応じる「伴走型支援」とともに給付を行います。

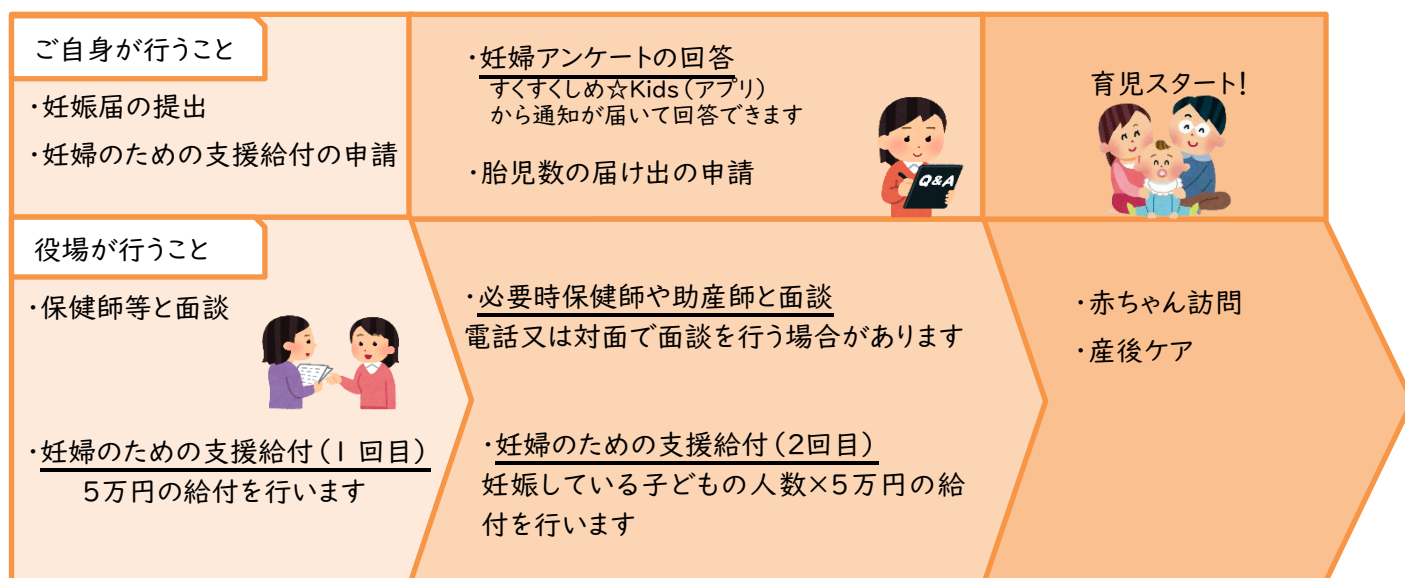
妊婦のための支援給付の流れ

妊娠期

(妊娠8～10週)

(妊娠32週頃)

出産



対象者

- ① 申請時点で志免町に住民票があること
- ② 胎児心拍が医療機関において確認され妊娠が確定したこと

上記①②を満たす人が給付の対象です。

※他の自治体で給付を受けていないことが条件となります。

※妊娠届出後、妊娠が継続しなかった方や出産に至らなかった場合も給付金の対象となります。

【他市町村に転出された場合】

志免町で妊婦給付認定後、他の自治体へ転居された場合、妊婦給付認定は取り消されます。

今後の手続きに関しては、転入先でお尋ねください。



支給までの流れ

	妊婦のための支援給付（1回目）	妊婦のための支援給付（2回目）
支給額	妊婦 1 人あたり5万円	妊娠しているこどもの人数×5万円 （流産・死産・中絶された場合も対象です。）
申請方法	妊娠届出時に『妊婦のための支援給付申請用紙』に記入し申請	妊娠9か月ごろ、『胎児の数の届け出書』をご自宅に郵送。申請用紙に記入し返信用封筒に入れ申請。
申請期限	胎児の心拍が医療機関において確認され妊娠が確定した日より2年間	出産予定日の8週間前より2年間 （死産・流産・中絶された時はその日より2年間）
支給時期	申請を受け付けた月の翌月下旬ごろに口座に入金されます。 ※申請後、決定通知等はお送りしていません。入金の確認をお願いします。 （『シメマチニンポノタメノシエンキュウフ』と記帳します。）	

Q & A

Q1:「出産・子育て応援給付金」と「妊婦のための支援給付」でもらえる金額は変わりますか？

A1:これまでの「出産・子育て応援給付金」と支給される額は変わりません。

Q2:給付は課税対象になりますか？

A2:課税対象にはなりません。

Q3:里帰りした場合、妊婦のための支援給付の申請は里帰り先で申請できますか？

A3:住民票のある志免町で申請します。

出産後、里帰り先の自治体で新生児訪問等を希望される場合は母子保健係（092-935-1473）までご連絡ください。

Q4:妊婦のための支援給付は妊婦本人以外（夫や祖父母）の口座で申請できますか？

A4:妊婦本人名義の口座でのみ申請できます。

※妊婦本人の口座であれば代理申請も可能です。

※旧姓の口座も利用可能です。

Q5:妊娠届を出す前に流産・死産・中絶した場合は支給対象になりますか？

A5:妊娠届を出す前でも、医療機関において胎児の心拍が確認された後の流産・死産・中絶を経験された方は支給対象となります。ただし、制度開始前の R7年 3 月 31 日までの流産・死産・中絶経験された方については支給対象外となります。

問い合わせ先

志免町役場 母子保健係（ふれあいセンター2 階）

平日午前 8 時 30 分～午後 5 時

TEL 092-935-1473



👉 詳細は、町ホームページでも確認ができます！